

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区農人橋1-4-31 Tel:06-946-8011

編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-946-8727

贈与税のかからない債務免除

Q：高校生の息子が誤ってオートバイで事故を起こしました。重傷を負わせた相手には1千万円の賠償金を父親の私が肩代わりして支払いました。債務免除には贈与税がかかると思いましたが、この場合はどうなりますか。

A：債務免除については、原則として贈与税がかかります。

- (1) 対価を支払わないか、著しく低い価額の対価で
- (2) 債務の免除、引受け又は第三者のためにする弁済による利益を受けた場合においては、
- (3) その債務の免除等があった時において、
- (4) その利益を受けた者が、
- (5) その債務の免除等の金額に相当する金額を
- (6) 免除等した者から贈与により取得したものとみなされることになっています。

ただし、次の場合に限り、例外として贈与とみなされた金額のうち、債務の弁済が困難である部分については、贈与税を課さないことになっています。

- ① 債務者が資力を喪失して債務を弁済することが困難である場合において、債務の全部又は一部の免除を受けたとき
- ② 債務者が資力を喪失して債務を弁済することが困難である場合において、債務者の扶養義務者によって、その債務の全部又は一部の引受け又は弁済がなされたとき

ご質問の場合、息子さんはお父さんの扶養家族ですから例外の②に該当することとなり、贈与税はかかることはありません。

